

# 提出議案説明資料目次

令和5年12月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第66号 箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1～23
2	新旧対照表	議案第67号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25～27
3	新旧対照表	議案第68号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29～31
4	新旧対照表	議案第69号 箱根町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について	33～35
5	新旧対照表	議案第70号 箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について	37～57
6	概要及び図面	議案第74号 工事請負契約の一部変更について	58～61



# 新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第 1 条関係）

（期末手当）

第 16 条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第 17 条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100 分の 105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第 1(第 3 条関係)

給料表

(単位:円)

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	<u>162, 100</u>	<u>196, 200</u>	<u>240, 900</u>	<u>271, 600</u>	<u>295, 400</u>	<u>323, 100</u>	<u>365, 500</u>	<u>410, 300</u>
2	<u>163, 200</u>	<u>197, 900</u>	<u>242, 400</u>	<u>273, 200</u>	<u>297, 500</u>	<u>325, 300</u>	<u>368, 100</u>	<u>412, 700</u>

旧（改正前）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	<u>150,100</u>	<u>185,200</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	<u>319,200</u>	<u>362,900</u>	<u>408,100</u>
2	<u>151,200</u>	<u>186,900</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	<u>321,400</u>	<u>365,500</u>	<u>410,500</u>

新（改正後）

3	<u>164,400</u>	<u>199,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>	<u>415,200</u>
4	<u>165,500</u>	<u>200,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>	<u>417,600</u>
5	<u>166,600</u>	<u>202,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>	<u>419,500</u>
6	<u>167,700</u>	<u>203,800</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>	<u>421,600</u>
7	<u>168,800</u>	<u>205,200</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>	<u>423,700</u>
8	<u>169,900</u>	<u>206,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>
9	<u>170,900</u>	<u>208,000</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>	<u>427,800</u>
10	<u>172,300</u>	<u>209,700</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>	<u>429,900</u>
11	<u>173,600</u>	<u>211,400</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>	<u>432,000</u>
12	<u>174,900</u>	<u>212,900</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>	<u>433,900</u>
13	<u>176,100</u>	<u>214,400</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>	<u>435,600</u>
14	<u>177,600</u>	<u>216,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>	<u>437,400</u>
15	<u>179,100</u>	<u>217,900</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>	<u>439,300</u>
16	<u>180,700</u>	<u>219,600</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>	<u>441,200</u>
17	<u>181,800</u>	<u>221,100</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>	<u>443,000</u>
18	<u>183,200</u>	<u>222,600</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>	<u>444,800</u>
19	<u>184,600</u>	<u>224,100</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>	<u>446,600</u>
20	<u>186,000</u>	<u>225,600</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>	<u>448,300</u>
21	<u>187,300</u>	<u>226,800</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>	<u>450,100</u>
22	<u>189,600</u>	<u>228,200</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
23	<u>191,800</u>	<u>229,600</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>	<u>453,000</u>
24	<u>194,000</u>	<u>231,000</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	<u>454,500</u>
25	<u>196,200</u>	<u>232,400</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	<u>455,900</u>
26	<u>197,900</u>	<u>234,000</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,200</u>
27	<u>199,400</u>	<u>235,500</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	<u>458,500</u>
28	<u>200,900</u>	<u>236,900</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	<u>459,700</u>
29	<u>202,400</u>	<u>238,100</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>
30	<u>203,800</u>	<u>239,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>
31	<u>205,200</u>	<u>241,200</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>
32	<u>206,600</u>	<u>242,600</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>
33	<u>208,000</u>	<u>243,600</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>
34	<u>209,300</u>	<u>245,100</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>
35	<u>210,600</u>	<u>246,400</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>
36	<u>211,900</u>	<u>247,600</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>
37	<u>213,200</u>	<u>248,700</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>
38	<u>214,400</u>	<u>249,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>
39	<u>215,600</u>	<u>250,600</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>

旧（改正前）

3	<u>152,400</u>	<u>188,500</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	<u>323,700</u>	<u>367,900</u>	<u>413,000</u>
4	<u>153,500</u>	<u>190,200</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	<u>325,900</u>	<u>370,500</u>	<u>415,400</u>
5	<u>154,600</u>	<u>191,700</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	<u>328,100</u>	<u>372,400</u>	<u>417,300</u>
6	<u>155,700</u>	<u>193,400</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	<u>330,100</u>	<u>374,900</u>	<u>419,600</u>
7	<u>156,800</u>	<u>195,200</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	<u>332,300</u>	<u>377,200</u>	<u>421,700</u>
8	<u>157,900</u>	<u>196,900</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	<u>304,200</u>	<u>334,500</u>	<u>379,700</u>	<u>423,900</u>
9	<u>158,900</u>	<u>198,500</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	<u>306,100</u>	<u>336,400</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>
10	<u>160,300</u>	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	<u>308,400</u>	<u>338,600</u>	<u>384,800</u>	<u>428,000</u>
11	<u>161,600</u>	<u>202,100</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	<u>310,600</u>	<u>340,600</u>	<u>387,400</u>	<u>430,100</u>
12	<u>162,900</u>	<u>203,900</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	<u>312,900</u>	<u>342,800</u>	<u>390,100</u>	<u>432,200</u>
13	<u>164,100</u>	<u>205,400</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	<u>315,000</u>	<u>344,600</u>	<u>392,500</u>	<u>433,900</u>
14	<u>165,600</u>	<u>207,200</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>317,100</u>	<u>346,600</u>	<u>394,800</u>	<u>435,700</u>
15	<u>167,100</u>	<u>209,000</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>	<u>437,700</u>
16	<u>168,700</u>	<u>210,800</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>	<u>439,700</u>
17	<u>169,800</u>	<u>212,400</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,600</u>
18	<u>171,200</u>	<u>214,200</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>	<u>443,400</u>
19	<u>172,600</u>	<u>216,000</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>	<u>445,200</u>
20	<u>174,000</u>	<u>217,800</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>446,900</u>
21	<u>175,300</u>	<u>219,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>448,700</u>
22	<u>177,800</u>	<u>221,000</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>450,200</u>
23	<u>180,300</u>	<u>222,700</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
24	<u>182,800</u>	<u>224,500</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>453,100</u>
25	<u>185,200</u>	<u>226,100</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>454,500</u>
26	<u>186,900</u>	<u>227,800</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>455,800</u>
27	<u>188,500</u>	<u>229,400</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,100</u>
28	<u>190,200</u>	<u>230,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>
29	<u>191,700</u>	<u>232,200</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>
30	<u>193,400</u>	<u>233,800</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>
31	<u>195,200</u>	<u>235,400</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>
32	<u>196,900</u>	<u>236,900</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
33	<u>198,500</u>	<u>237,900</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
34	<u>199,900</u>	<u>239,400</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
35	<u>201,400</u>	<u>240,700</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
36	<u>202,900</u>	<u>241,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
37	<u>204,200</u>	<u>243,100</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
38	<u>205,500</u>	<u>244,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
39	<u>206,700</u>	<u>245,100</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>

新（改正後）

40	<u>216,700</u>	<u>251,500</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>
41	<u>217,800</u>	<u>252,400</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>
42	<u>218,900</u>	<u>253,300</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>
43	<u>219,900</u>	<u>254,100</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>
44	<u>220,900</u>	<u>254,900</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>
45	<u>221,800</u>	<u>255,600</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>470,000</u>
46	<u>222,700</u>	<u>256,700</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	
47	<u>223,600</u>	<u>257,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>	
48	<u>224,500</u>	<u>259,000</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>	
49	<u>225,400</u>	<u>260,200</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>	
50	<u>226,300</u>	<u>261,400</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>	
51	<u>227,200</u>	<u>262,500</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>	
52	<u>228,100</u>	<u>263,600</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,500</u>	<u>443,100</u>	
53	<u>228,900</u>	<u>264,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>403,200</u>	<u>443,500</u>	
54	<u>229,800</u>	<u>265,800</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>403,900</u>	<u>443,900</u>	
55	<u>230,700</u>	<u>266,900</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>404,600</u>	<u>444,300</u>	
56	<u>231,500</u>	<u>267,900</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>405,100</u>	<u>444,600</u>	
57	<u>231,800</u>	<u>268,900</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>405,700</u>	<u>444,900</u>	
58	<u>232,600</u>	<u>269,900</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>406,300</u>	<u>445,300</u>	
59	<u>233,300</u>	<u>270,900</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>445,600</u>	
60	<u>233,900</u>	<u>271,800</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>407,500</u>	<u>445,900</u>	
61	<u>234,500</u>	<u>272,700</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>408,000</u>	<u>446,200</u>	
62	<u>235,200</u>	<u>273,600</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>408,700</u>		
63	<u>235,800</u>	<u>274,500</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>409,300</u>		
64	<u>236,300</u>	<u>275,400</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>409,800</u>		
65	<u>236,800</u>	<u>276,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>410,100</u>		
66	<u>237,300</u>	<u>277,200</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>410,700</u>		
67	<u>237,800</u>	<u>278,100</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>411,400</u>		
68	<u>238,400</u>	<u>279,000</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>411,900</u>		
69	<u>238,900</u>	<u>280,000</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>412,400</u>		
70	<u>239,400</u>	<u>281,000</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>413,100</u>		
71	<u>239,900</u>	<u>281,900</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>413,800</u>		
72	<u>240,400</u>	<u>282,800</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>414,500</u>		
73	<u>240,900</u>	<u>283,300</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>414,900</u>		
74	<u>241,400</u>	<u>284,000</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>389,200</u>	<u>415,600</u>		
75	<u>241,800</u>	<u>284,700</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,900</u>	<u>416,300</u>		
76	<u>242,300</u>	<u>285,600</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>390,400</u>	<u>417,000</u>		



旧（改正前）

40	<u>208,000</u>	<u>246,100</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
41	<u>209,300</u>	<u>247,200</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
42	<u>210,600</u>	<u>248,100</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
43	<u>211,900</u>	<u>249,000</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
44	<u>213,200</u>	<u>250,000</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
45	<u>214,300</u>	<u>250,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
46	<u>215,600</u>	<u>252,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	
47	<u>216,900</u>	<u>253,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
48	<u>218,200</u>	<u>254,700</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
49	<u>219,200</u>	<u>256,000</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
50	<u>220,300</u>	<u>257,400</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
51	<u>221,300</u>	<u>258,600</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
52	<u>222,300</u>	<u>259,800</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,300</u>	<u>441,800</u>	
53	<u>223,300</u>	<u>260,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>402,000</u>	<u>442,200</u>	
54	<u>224,200</u>	<u>262,100</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>402,700</u>	<u>442,600</u>	
55	<u>225,100</u>	<u>263,400</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>403,400</u>	<u>443,000</u>	
56	<u>226,000</u>	<u>264,500</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>403,900</u>	<u>443,300</u>	
57	<u>226,300</u>	<u>265,600</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>404,500</u>	<u>443,600</u>	
58	<u>227,100</u>	<u>266,600</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>405,100</u>	<u>444,000</u>	
59	<u>227,800</u>	<u>267,800</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>405,700</u>	<u>444,300</u>	
60	<u>228,500</u>	<u>268,900</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>406,300</u>	<u>444,600</u>	
61	<u>229,200</u>	<u>269,900</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>406,800</u>	<u>444,900</u>	
62	<u>230,000</u>	<u>270,900</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>407,500</u>		
63	<u>230,700</u>	<u>272,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>408,100</u>		
64	<u>231,300</u>	<u>273,100</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>408,600</u>		
65	<u>231,900</u>	<u>274,000</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>408,900</u>		
66	<u>232,500</u>	<u>275,000</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>409,500</u>		
67	<u>233,100</u>	<u>275,900</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>410,200</u>		
68	<u>233,800</u>	<u>277,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>410,700</u>		
69	<u>234,500</u>	<u>278,100</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>411,200</u>		
70	<u>235,100</u>	<u>279,100</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>411,900</u>		
71	<u>235,600</u>	<u>280,000</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>412,600</u>		
72	<u>236,300</u>	<u>281,000</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>413,300</u>		
73	<u>237,000</u>	<u>281,500</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>413,700</u>		
74	<u>237,600</u>	<u>282,400</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>388,100</u>	<u>414,400</u>		
75	<u>238,200</u>	<u>283,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,800</u>	<u>415,100</u>		
76	<u>238,700</u>	<u>284,000</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>389,300</u>	<u>415,800</u>		

新（改正後）

77	<u>242,800</u>	<u>286,600</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,700</u>	<u>417,500</u>		
78	<u>243,300</u>	<u>287,400</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>391,400</u>	<u>418,200</u>		
79	<u>243,800</u>	<u>288,200</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>392,100</u>	<u>418,900</u>		
80	<u>244,300</u>	<u>289,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>392,800</u>	<u>419,600</u>		
81	<u>244,700</u>	<u>289,700</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>		
82	<u>245,200</u>	<u>290,200</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>394,000</u>	<u>420,800</u>		
83	<u>245,600</u>	<u>290,600</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>394,700</u>	<u>421,500</u>		
84	<u>246,000</u>	<u>291,000</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>395,300</u>	<u>422,200</u>		
85	<u>246,400</u>	<u>291,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>395,800</u>	<u>422,700</u>		
86	<u>246,800</u>	<u>291,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>396,400</u>	<u>423,400</u>		
87	<u>247,200</u>	<u>291,700</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>397,000</u>	<u>424,100</u>		
88	<u>247,600</u>	<u>292,000</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>397,600</u>	<u>424,800</u>		
89	<u>248,000</u>	<u>292,200</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>398,300</u>	<u>425,300</u>		
90	<u>248,500</u>	<u>292,400</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>398,900</u>	<u>426,000</u>		
91	<u>248,800</u>	<u>292,700</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>399,500</u>	<u>426,700</u>		
92	<u>249,100</u>	<u>292,900</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>400,100</u>	<u>427,400</u>		
93	<u>249,400</u>	<u>293,200</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>400,800</u>	<u>427,900</u>		
94		<u>293,500</u>	<u>343,600</u>		<u>401,400</u>			
95		<u>293,800</u>	<u>344,100</u>		<u>402,000</u>			
96		<u>294,100</u>	<u>344,500</u>		<u>402,600</u>			
97		<u>294,400</u>	<u>344,700</u>		<u>403,300</u>			
98		<u>294,800</u>	<u>345,100</u>		<u>403,900</u>			
99		<u>295,100</u>	<u>345,500</u>		<u>404,500</u>			
100		<u>295,500</u>	<u>345,800</u>		<u>405,100</u>			
101		<u>295,700</u>	<u>346,100</u>		<u>405,800</u>			
102		<u>295,900</u>	<u>346,500</u>					
103		<u>296,200</u>	<u>346,900</u>					
104		<u>296,600</u>	<u>347,300</u>					
105		<u>296,800</u>	<u>347,800</u>					
106		<u>297,100</u>	<u>348,200</u>					
107		<u>297,500</u>	<u>348,600</u>					
108		<u>297,900</u>	<u>349,000</u>					
109		<u>298,100</u>	<u>349,500</u>					
110		<u>298,400</u>	<u>349,900</u>					
111		<u>298,800</u>	<u>350,200</u>					
112		<u>299,100</u>	<u>350,500</u>					
113		<u>299,300</u>	<u>351,000</u>					

旧（改正前）

77	<u>239,300</u>	<u>285,000</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>389,600</u>	<u>416,300</u>		
78	<u>240,000</u>	<u>285,800</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>390,300</u>	<u>417,000</u>		
79	<u>240,700</u>	<u>286,600</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>391,000</u>	<u>417,700</u>		
80	<u>241,200</u>	<u>287,400</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>391,700</u>	<u>418,400</u>		
81	<u>241,700</u>	<u>288,200</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>392,200</u>	<u>418,900</u>		
82	<u>242,300</u>	<u>288,700</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>392,900</u>	<u>419,600</u>		
83	<u>242,900</u>	<u>289,100</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>393,600</u>	<u>420,300</u>		
84	<u>243,400</u>	<u>289,600</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>394,200</u>	<u>421,000</u>		
85	<u>243,900</u>	<u>289,800</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>394,700</u>	<u>421,500</u>		
86	<u>244,500</u>	<u>290,100</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>395,300</u>	<u>422,200</u>		
87	<u>245,100</u>	<u>290,300</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>395,900</u>	<u>422,900</u>		
88	<u>245,600</u>	<u>290,700</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>396,500</u>	<u>423,600</u>		
89	<u>246,100</u>	<u>290,900</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>397,200</u>	<u>424,100</u>		
90	<u>246,600</u>	<u>291,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>397,800</u>	<u>424,800</u>		
91	<u>246,900</u>	<u>291,500</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>398,400</u>	<u>425,500</u>		
92	<u>247,300</u>	<u>291,800</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>399,000</u>	<u>426,200</u>		
93	<u>247,600</u>	<u>292,100</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>399,700</u>	<u>426,700</u>		
94		<u>292,400</u>	<u>342,600</u>		<u>400,300</u>			
95		<u>292,700</u>	<u>343,100</u>		<u>400,900</u>			
96		<u>293,100</u>	<u>343,500</u>		<u>401,500</u>			
97		<u>293,400</u>	<u>343,700</u>		<u>402,200</u>			
98		<u>293,800</u>	<u>344,100</u>		<u>402,800</u>			
99		<u>294,100</u>	<u>344,500</u>		<u>403,400</u>			
100		<u>294,500</u>	<u>344,800</u>		<u>404,000</u>			
101		<u>294,700</u>	<u>345,100</u>		<u>404,700</u>			
102		<u>294,900</u>	<u>345,500</u>					
103		<u>295,200</u>	<u>345,900</u>					
104		<u>295,600</u>	<u>346,300</u>					
105		<u>295,800</u>	<u>346,800</u>					
106		<u>296,100</u>	<u>347,200</u>					
107		<u>296,500</u>	<u>347,600</u>					
108		<u>296,900</u>	<u>348,000</u>					
109		<u>297,100</u>	<u>348,500</u>					
110		<u>297,400</u>	<u>348,900</u>					
111		<u>297,800</u>	<u>349,200</u>					
112		<u>298,100</u>	<u>349,500</u>					
113		<u>298,300</u>	<u>350,000</u>					

新（改正後）

114		<u>299,600</u>						
115		<u>300,000</u>						
116		<u>300,300</u>						
117		<u>300,500</u>						
118		<u>300,900</u>						
119		<u>301,300</u>						
120		<u>301,600</u>						
121		<u>301,800</u>						
122		<u>302,000</u>						
123		<u>302,300</u>						
124		<u>302,700</u>						
125		<u>302,900</u>						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	<u>194,600</u>	<u>205,700</u>	<u>224,200</u>	<u>247,700</u>	<u>260,600</u>	<u>280,900</u>	<u>296,400</u>	<u>322,000</u>

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第2条関係）

（給料）

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 （略）

（通勤手当）

第7条の4 （略）

2 （略）

3 （略）

(1) （略）

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第7条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。））にあつては、その額から、その額に規則で定める割合

旧（改正前）

114		<u>298,600</u>						
115		<u>299,000</u>						
116		<u>299,300</u>						
117		<u>299,500</u>						
118		<u>299,900</u>						
119		<u>300,300</u>						
120		<u>300,600</u>						
121		<u>300,800</u>						
122		<u>301,000</u>						
123		<u>301,300</u>						
124		<u>301,700</u>						
125		<u>301,900</u>						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	<u>193,600</u>	<u>204,700</u>	<u>223,200</u>	<u>246,700</u>	<u>259,600</u>	<u>279,800</u>	<u>295,200</u>	<u>320,700</u>

（給料）

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 （略）

（通勤手当）

第7条の4 （略）

2 （略）

3 （略）

(1) （略）

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

新（改正後）

を乗じて得た額を減じた額)

イ～ワ（略）

(3)（略）

4～8（略）

（在宅勤務等手当）

第7条の6 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の102.5を

イ～ワ（略）

(3)（略）

4～8（略）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の105を乗

新（改正後）

乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5（略）

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) (第3条関係)  
(会計年度任用職員の報酬等)

第5条 会計年度任用職員に対し、第9条から第13条に規定する報酬、第18条に規定する期末手当及び第18条の2に規定する勤勉手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

2（略）

(期末手当)

第18条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3（略）

(勤勉手当)

第18条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の規



旧（改正前）

じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の50を乗じて得た額の総額  
3～5（略）

（会計年度任用職員の報酬等）

第5条 会計年度任用職員に対し、第9条から第13条に規定する報酬及び第18条に規定する期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

2（略）

（期末手当）

第18条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3（略）

新（改正後）

定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第2(第7条関係)

基準月額表

(単位：円)

号給	報酬月額
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600

旧（改正前）

別表第2(第7条関係)

基準月額表

(単位：円)

号給	報酬月額
1	<u>150,100</u>
2	<u>151,200</u>
3	<u>152,400</u>
4	<u>153,500</u>
5	<u>154,600</u>
6	<u>155,700</u>
7	<u>156,800</u>
8	<u>157,900</u>
9	<u>158,900</u>
10	<u>160,300</u>
11	<u>161,600</u>
12	<u>162,900</u>
13	<u>164,100</u>
14	<u>165,600</u>
15	<u>167,100</u>
16	<u>168,700</u>
17	<u>169,800</u>
18	<u>171,200</u>
19	<u>172,600</u>
20	<u>174,000</u>
21	<u>175,300</u>
22	<u>177,800</u>
23	<u>180,300</u>
24	<u>182,800</u>
25	<u>185,200</u>
26	<u>186,900</u>
27	<u>188,500</u>
28	<u>190,200</u>
29	<u>191,700</u>
30	<u>193,400</u>
31	<u>195,200</u>
32	<u>196,900</u>

新（改正後）

33	<u>208,000</u>
34	<u>209,300</u>
35	<u>210,600</u>
36	<u>211,900</u>
37	<u>213,200</u>
38	<u>214,400</u>
39	<u>215,600</u>
40	<u>216,700</u>
41	<u>217,800</u>
42	<u>218,900</u>
43	<u>219,900</u>
44	<u>220,900</u>
45	<u>221,800</u>
46	<u>222,700</u>
47	<u>223,600</u>
48	<u>224,500</u>
49	<u>225,400</u>
50	<u>226,300</u>
51	<u>227,200</u>
52	<u>228,100</u>
53	<u>228,900</u>
54	<u>229,800</u>
55	<u>230,700</u>
56	<u>231,500</u>
57	<u>231,800</u>
58	<u>232,600</u>
59	<u>233,300</u>
60	<u>233,900</u>
61	<u>234,500</u>
62	<u>235,200</u>
63	<u>235,800</u>
64	<u>236,300</u>
65	<u>236,800</u>
66	<u>237,300</u>
67	<u>237,800</u>
68	<u>238,400</u>
69	<u>238,900</u>

旧（改正前）

33	<u>198,500</u>
34	<u>199,900</u>
35	<u>201,400</u>
36	<u>202,900</u>
37	<u>204,200</u>
38	<u>205,500</u>
39	<u>206,700</u>
40	<u>208,000</u>
41	<u>209,300</u>
42	<u>210,600</u>
43	<u>211,900</u>
44	<u>213,200</u>
45	<u>214,300</u>
46	<u>215,600</u>
47	<u>216,900</u>
48	<u>218,200</u>
49	<u>219,200</u>
50	<u>220,300</u>
51	<u>221,300</u>
52	<u>222,300</u>
53	<u>223,300</u>
54	<u>224,200</u>
55	<u>225,100</u>
56	<u>226,000</u>
57	<u>226,300</u>
58	<u>227,100</u>
59	<u>227,800</u>
60	<u>228,500</u>
61	<u>229,200</u>
62	<u>230,000</u>
63	<u>230,700</u>
64	<u>231,300</u>
65	<u>231,900</u>
66	<u>232,500</u>
67	<u>233,100</u>
68	<u>233,800</u>
69	<u>234,500</u>

新（改正後）

70	<u>239,400</u>
71	<u>239,900</u>
72	<u>240,400</u>
73	<u>240,900</u>
74	<u>241,400</u>
75	<u>241,800</u>
76	<u>242,300</u>
77	<u>242,800</u>
78	<u>243,300</u>
79	<u>243,800</u>
80	<u>244,300</u>
81	<u>244,700</u>
82	<u>245,200</u>
83	<u>245,600</u>
84	<u>246,000</u>
85	<u>246,400</u>
86	<u>246,800</u>
87	<u>247,200</u>
88	<u>247,600</u>
89	<u>248,000</u>
90	<u>248,500</u>
91	<u>248,800</u>
92	<u>249,100</u>
93	<u>249,400</u>

（箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）（第4条関係）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条（略）

- 2 箱根町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

- 第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、

旧（改正前）

70	<u>235,100</u>
71	<u>235,600</u>
72	<u>236,300</u>
73	<u>237,000</u>
74	<u>237,600</u>
75	<u>238,200</u>
76	<u>238,700</u>
77	<u>239,300</u>
78	<u>240,000</u>
79	<u>240,700</u>
80	<u>241,200</u>
81	<u>241,700</u>
82	<u>242,300</u>
83	<u>242,900</u>
84	<u>243,400</u>
85	<u>243,900</u>
86	<u>244,500</u>
87	<u>245,100</u>
88	<u>245,600</u>
89	<u>246,100</u>
90	<u>246,600</u>
91	<u>246,900</u>
92	<u>247,300</u>
93	<u>247,600</u>

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条（略）

- 2 箱根町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

- 第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡

新（改正後）

部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができる。



旧（改正前）

上必要があると認められるときは、その育児休業の期間の 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができる。



# 新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（第2条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）



# 新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（第2条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）



（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）



# 新旧対照表

箱根町国民保護協議会条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>25人</u>以内とする。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p>

旧（改正前）

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。



# 新旧対照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（納税証明事項等）

第8条 （略）

2 法第20条の10に規定する納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

3 （略）

（個人均等割の非課税）

第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加えた金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（個人の町民税の納期）

第15条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

2 町長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第16条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与



旧（改正前）

（納税証明事項等）

第8条（略）

2 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

3（略）

（個人均等割の非課税）

第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加えた金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（個人の町民税の納期）

第15条 普通徴収の方法により徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。ただし、個人の町民税額が均等割額に相当する金額以下である場合における納期は、6月1日から同月30日までとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第16条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給

新（改正後）

所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

2 （略）

附 則

1～9 （略）

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

（3）家屋の建築年月日及び登記年月日

（4）当該工事が完了した年月日

（5）当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17

旧（改正前）

与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

2（略）

附 則

1～9（略）

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13

新（改正後）

項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

12・13 (略)

14 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

19 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

21 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(固定資産税の課税標準の特例)

11・12 (略)

13 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

19 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

新（改正後）

23 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。  
（固定資産税の税率の特例）

28・29 （略）

30 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第28項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（検討）

31 町長は、附則第28項から前項までの規定について、令和元年度以降5年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

旧（改正前）

- 22 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 23 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

（固定資産税の税率の特例）

27・28（略）

- 29 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第27項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（検討）

- 30 町長は、附則第27項から前項までの規定について、令和元年度以降5年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例）

- 31 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新（改正後）



旧（改正前）

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

32 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車<sup>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sup></sup>

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

33 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車<sup>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</sup></sup>

新（改正後）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

32・33 （略）

34 県知事は、当分の間、附則第32項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第38項の規定により読み替えられた第28条の5第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

35 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割

旧（改正前）

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 34 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第45項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第28条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

- 35・36 （略）

- 37 県知事は、当分の間、附則第35項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第41項の規定により読み替えられた第28条の5第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 38 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能

新（改正後）

の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

36～39 （略）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

40・41 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

42 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

43 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

39～42 （略）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

43・44 （略）

45 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第28条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

46 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

47 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

48 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定

新（改正後）

旧（改正前）

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

49 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

50 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第47項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

51 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の

新（改正後）

44 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

45 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

46 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第43項から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判



旧（改正前）

乗用のものを除く。)に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた  
場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4  
月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令  
和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第47項の表の左欄に掲げる同条  
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

52 法附則第30条第7項の規定を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の  
乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン  
軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽  
自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を  
受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第48項の表の  
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄  
に掲げる字句とする。

53 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前  
項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する  
第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から  
令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分  
の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令  
和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の  
軽自動車税の種別割に限り、附則第49項の表の左欄に掲げる同条の規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

54 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附  
則第47項から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当する  
かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1  
項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当

新（改正後）

断をするものとする。

47 （略）

48 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

49・50 （略）

旧（改正前）

該判断をするものとする。

55 （略）

56 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

57・58 （略）